

## 市内企業等拠点拡充事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市外企業の市内への新たな立地を促進するとともに、市内企業の事業拡大を支援することで、市内における新たな設備投資を促進し、広く産業の振興を図ることを目的として交付する市内企業等拠点拡充事業補助金（以下「補助金」という。）について、あわら市補助金等交付規則（平成16年あわら市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利を目的として、継続的に事業を営む法人又は個人事業主をいう。
- (2) 市外企業 次のいずれかに該当する企業をいう。
  - ア 本社が市外にあり、既に経営実績がある企業
  - イ 本社が市外にあり、既に経営実績がある企業の出資により市内に設置された企業
- (3) 市内企業 本社が市内にある企業をいう。
- (4) 本社機能 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 事務所であって、別表第1に定める部門における業務又はそれに準じる業務を行うために使用されるもの
  - イ 研究所であって、研究開発において重要な役割を担うもの
  - ウ 研修所であって、人材育成において重要な役割を担うもの
- (5) 補助対象施設 補助金の交付の対象となる施設であって、別表第2に定めるものその他市の経済の発展に寄与するものとして市長が特に認めたものをいう。
- (6) 新設 市内に施設を有しない企業が、市内に新たに施設を設置することをいう。
- (7) 増設 市内に施設を有する企業が、事業を拡大する目的で施設を拡大し、又は新たに設置することをいう。
- (8) 投下固定資産総額 補助対象施設の新設又は増設に伴う地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に掲げる固定資産の新たな取得（土地については敷地の取得であって操業開始の日以前3年以内のもの、償却資産については所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げるもの（耐用年数1年未満のもの及び取得価格10万円未満のものを除く。）の取得に限る。）に要した費用の総額をいう。
- (9) 新規雇用者等 新設又は増設した補助対象施設の操業に伴い、操業開始前3月から操業開始後1年以内の間に当該補助対象施設において常時雇用する従業員

員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として同法第7条の規定による届出がされている者に限る。）として採用された者（企業の常時雇用する従業員として市外の既存の施設等において雇用されていた者で、操業開始から1年以内の間に、当該補助対象施設に転属し、かつ、引き続き常時雇用する従業員として雇用されている者を含む。）をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市外企業が市外から本社機能を市内に移転又は拡充する事業及び企業が市内において補助対象施設を新設又は増設する事業であって、投下固定資産総額2,000万円以上の事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの用途に供する施設の建設に係る事業は、補助対象事業としない。

(1) 主として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条第1項に規定する風俗営業その他の公的な資金の使途として社会通念上不適切であると市長が認める用途に供する施設

(2) 主として宗教活動又は政治活動を目的とする用途に供する施設

(3) その他市長が不相当と認める用途に供する施設

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、補助対象事業を行おうとする市外企業及び市内企業であって、過去3年間の経営実績があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。

(1) 法令遵守上の問題を抱えている者

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）等の反社会的勢力若しくは反社会的勢力と関係を有する者又は反社会的勢力から出資等資金提供を受けている者（法人の場合はその役員を含む。）

(3) 市税等に滞納がある者

（補助要件等）

第5条 補助要件、補助対象経費、補助率及び交付限度額は、別表第3に掲げるとおりとする。

（補助対象事業の指定の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市内企業等拠点拡充事業補助金指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）を事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認め

るときは、市内企業等拠点拡充事業補助金指定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。この場合において、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（指定申請内容の変更等）

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、指定申請書及びその添付書類の内容に著しい変更が生じたとき又は指定を受けた補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに市内企業等拠点拡充事業補助金指定内容変更（中止）承認申請書（様式第3号。以下「承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、市内企業等拠点拡充事業補助金指定内容変更（中止）承認通知書（様式第4号）により、指定事業者に通知するものとする。

（土地取得契約報告書）

第8条 指定事業者は、土地取得に関する契約を締結したときは、土地取得契約報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（着工の届出）

第9条 指定事業者は、補助対象施設の建設を着工したときは、着工届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（操業開始の報告）

第10条 指定事業者は、補助対象施設の供用を開始したときは、遅滞なく操業（営業）開始届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第11条 補助金の交付を受けようとする指定事業者は、事業が完了したときは、その日から30日以内又は事業完了日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、市内企業等拠点拡充事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施報告書
- (2) 支払を証する書面（領収証等の写し）
- (3) 対象施設の登記事項証明書及び償却資産明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付申請及び実績報告をすることはできない。

- (1) 補助対象施設の建設に当たり必要な法令等に定めのある手続を経ていない者
- (2) 補助対象施設の建設に当たり法令遵守上の問題を抱えている者
- (3) 市税等に滞納がある者

（補助金の交付決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認

めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、市内企業等拠点拡充事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により指定事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定による通知を受けた指定事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、市内企業等拠点拡充事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が規則第13条第1項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、市内企業等拠点拡充事業補助金交付決定等取消通知書（様式第11号）により、その指定及び交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合において、補助対象施設を休業し、引き続き廃業した場合は、休業を開始した日を廃業の日とみなす。

(1) 補助金交付の対象となった事業完了日の翌日から起算して10年を経過する日までに、補助対象施設の廃止があったとき。

(2) 補助対象施設を市長が不相当と認める用途に供したとき。

(3) 市税等を滞納したとき。

(4) 重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。

(5) その他市長が助成措置を講ずること又は講じたことが不相当であると認めたとき。

（補助対象事業の指定の承継）

第15条 合併、営業譲渡、相続その他の事由により補助対象事業の指定又は事業施設の営業権の承継をする場合は、承継者にあつては市内企業等拠点拡充事業補助金補助対象事業指定承継承認申請書（承継者用）（様式第12号）を、被承継者にあつては市内企業等拠点拡充事業補助金補助対象事業指定承継承認申請書（被承継者用）（様式第13号）を、併せて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、相当と認める場合は、申請者に対し市内企業等拠点拡充事業補助金補助対象事業指定承継承認書（様式第14号）により補助対象事業の指定の承継について承認を行うものとする。

（財産の処分及び管理）

第16条 補助事業者は、事業完了日の属する年度の終了後10年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認なく処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は廃止すること等をいう。以下同じ。）してはならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加額

が10万円未満のものは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により財産の処分の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより当該補助事業者に入収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

3 補助事業者は、事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(遵守事項)

第17条 指定事業者及び第15条の規定により指定の承継を受けた者は、補助対象事業を行うときは、地域環境の調査及び安全の確保に十分配慮し、市街地の活性化、商業・観光振興、災害対策等に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 指定事業者及び第15条の規定により指定の承継を受けた者は、補助対象事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、事業完了日の属する年度から10年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所  
名称及び  
代表者名  
(連絡先 )

市内企業等拠点拡充事業補助金指定申請書

市内企業等拠点拡充事業補助金の補助対象事業の指定を受けたいので、市内企業等拠点拡充事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 法人等の概要

- (1) 本社所在地
- (2) 資本金
- (3) 従業員数
- (4) 業種及び営業内容（具体的に記入してください。）

(5) 財務状況（過去3年） (単位：千円)

| 区分 \ 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 備考 |
|---------|----|----|----|----|
| 売上高     |    |    |    |    |
| 営業利益    |    |    |    |    |
| 経常利益    |    |    |    |    |
| 当期純利益   |    |    |    |    |

## 2 事業計画

### (1) 立地計画

ア 建設施設の名称

イ 建設地住所

ウ 建設を予定している施設の概要（具体的に記入してください。）

区分：工場 試験研究施設 物流施設 本社機能施設  
旅館業の施設 飲食サービス業の施設 情報通信業の施設  
専門・技術サービス業の施設

業種：

運営事業者：

施設の内容：

エ 土地取得契約締結予定日 年 月 日  
 オ 建設工事着工予定日 年 月 日  
 カ 建設工事竣工予定日 年 月 日  
 キ 操業開始予定日 年 月 日  
 ク 敷地面積 m<sup>2</sup>  
 ケ 建築面積 m<sup>2</sup> ( 階建て)  
 コ 延床面積 m<sup>2</sup>  
 サ 投下固定資産総額 円

(単位：円)

| 区 分       | 投資額 |         | 備 考 |
|-----------|-----|---------|-----|
|           |     | うち補助対象額 |     |
| 土地取得費     |     |         |     |
| 造成費       |     |         |     |
| 建設費       |     |         |     |
| 機械・設備費    |     |         |     |
| その他の償却資産※ |     |         |     |
| その他       |     |         |     |
| 計         |     |         |     |

※構築物、車両・運搬具、工具・器具・備品

(注) 消費税及び地方消費税額を除く。

## シ 建設施設における従業員数

(単位：人)

| 区 分         | 常用雇用者 |         | 備 考 |
|-------------|-------|---------|-----|
|             |       | うちあわら市民 |     |
| 新規採用        |       |         |     |
| 既採用（転属者含む。） |       |         |     |

※あわら市民とは、市内に住民票のある者をいう。

※転属者とは、市外の既存の施設等において雇用されていた者で補助対象施設に転属した者をいう。

## 3 添付書類

- (1) 法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し（個人にあつては、住民票に記載されている事項を記載した書類）
- (2) 定款、規約等の写し
- (3) 事業概要書
- (4) 建設工事計画書
- (5) 事業実施場所を示す位置図、平面図及び付近見取図
- (6) その他市長が必要と認める書類

## 【市税等の納付状況の確認に関する同意書】

私（当社）は、市内企業等拠点拡充事業補助金の補助対象事業の指定の申請を行うに当たり、市の収納担当課等が市の担当課に対し、私（当社）の市税等の納付状況に関する情報を提供することに同意します。

年 月 日

名称及び  
代表者名



様式第2号（第6条関係）

あわら市指令 第 号

住所  
名称及び  
代表者名

市内企業等拠点拡充事業補助金指定通知書

年 月 日付けで申請のあった市内企業等拠点拡充事業補助金の補助対象事業について、次のとおり指定したので、市内企業等拠点拡充事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

あわら市長



1 指定番号 第 号

2 事業施設の建設地

3 事業施設の名称

4 指定の条件

指定申請書及び添付書類に記載された事項に変更があるときは、市内企業等拠点拡充事業補助金指定内容変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市内企業等拠点拡充事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により速やかに提出すること。

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所  
名称及び  
代表者名  
(連絡先 )

市内企業等拠点拡充事業補助金指定内容変更（中止）承認申請書

年 月 日付けあわら市指令 第 号にて指定を受けた市内企業等拠点拡充事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、市内企業等拠点拡充事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 指定年月日及び指定番号 年 月 日 第 号

2 事業施設の名称

3 事業施設の建設地

4 変更の内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|------|-----|-----|
|      |     |     |

5 変更（中止）の理由

6 添付書類

変更内容の確認又は説明に必要な書類

様式第4号（第7条関係）

あわら市指令 第 号

住所  
名称及び  
代表者名

市内企業等拠点拡充事業補助金指定内容変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった市内企業等拠点拡充事業補助金指定内容の変更（中止）について、次のとおり承認したので、市内企業等拠点拡充事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

あわら市長



- 1 指定番号 第 号（ 年 月 日指定）
- 2 事業施設の建設地
- 3 事業施設の名称
- 4 変更の内容
- 5 変更の条件

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所  
名称及び  
代表者名  
(連絡先 )

土地取得契約報告書

下記のとおり土地取得に関する契約を締結したので、市内企業等拠点拡充事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

- 1 土地の所在地
- 2 土地の面積 m<sup>2</sup>
- 3 土地取得の区分 購入 ・ 賃借
- 4 土地取得契約締結日 年 月 日
- 5 建設工事着工予定日 年 月 日
- 6 営業開始予定日 年 月 日
- 7 添付書類
  - ・ 土地売買契約書又は賃貸借契約書の写し

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所  
名称及び  
代表者名  
(連絡先 )

着工届出書

下記のとおり施設の建設を着工したので、市内企業等拠点拡充事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 事業施設の名称
- 2 建築面積 ㎡
- 3 建設工事着工日 年 月 日
- 4 建設工事竣工予定日 年 月 日
- 5 営業開始予定日 年 月 日
- 6 添付書類
  - ・ 工事請負契約書の写し
  - ・ 建築確認書の写し

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所  
名称及び  
代表者名  
(連絡先 )

操業（営業）開始届出書

市内企業等拠点拡充事業で建設した施設について、下記のとおり供用を開始したので、市内企業等拠点拡充事業補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 指定年月日及び指定番号 年 月 日 第 号
- 2 事業施設の名称
- 3 事業施設の所在地
- 4 操業（営業）開始年月日 年 月 日

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所  
名称及び  
代表者名  
(連絡先 )

市内企業等拠点拡充事業補助金交付申請書兼実績報告書

補助金の交付について、市内企業等拠点拡充事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり申請するとともに実績を報告します。

記

- 1 補助対象事業の目的及び内容 別紙補助事業実施報告書のとおり
- 2 補助対象事業指定年月日及び指定番号 年 月 日  
第 号
- 3 補助対象事業に要する経費 円
- 4 補助対象経費 円
- 5 補助金交付申請額 円
- 6 補助対象事業の開始及び事業完了日 年 月 日 から  
年 月 日 まで
- 7 添付書類
  - (1) 別紙 補助事業実施報告書
  - (2) 支払を証する書面（領収証等の写し）
  - (3) 土地及び建物の登記事項証明書並びに償却資産明細書
  - (4) その他市長が必要と認める書類

【市税等の納税状況の確認に関する同意書】

私（当社）は、市内企業等拠点拡充事業補助金の交付申請を行うに当たり、市の収納担当課等が市の担当課に対し、私（当社）の市税等の納税状況に関する情報を提供することに同意します。

年 月 日

名称及び  
代表者名

## 補助事業実施報告書

- 1 事業施設の名称  
 2 事業施設の所在地  
 3 建設した施設の概要（具体的に記入してください。）  
 区分：工場 試験研究施設 物流施設 本社機能施設  
旅館業の施設 飲食サービス業の施設 情報通信業の施設  
専門・技術サービス業の施設  
 業種：  
 運営事業者：  
 施設の内容：

- 4 土地取得契約締結日 年 月 日  
 5 建設工事着工日 年 月 日  
 6 建設工事竣工日 年 月 日  
 7 操業（営業）開始日 年 月 日  
 8 敷地面積  $m^2$   
 9 建築面積  $m^2$ （ 階建て）  
 10 延床面積  $m^2$   
 11 投下固定資産総額 円 (単位：円)

| 区 分       | 投下固定資産総額 | うち補助対象額 | 備 考 |
|-----------|----------|---------|-----|
|           |          |         |     |
| 土地取得費     |          |         |     |
| 造成費       |          |         |     |
| 建設費       |          |         |     |
| 機械・設備費    |          |         |     |
| その他の償却資産※ |          |         |     |
| その他       |          |         |     |
| 計         |          |         |     |

※構築物、車両・運搬具、工具・器具・備品

(注) 消費税及び地方消費税額を除く。

- 12 従業員数（第三者雇用の従業員を含む。） (単位：人)

| 区 分          | 常用雇用者 | うちあわら市民 | 備 考 |
|--------------|-------|---------|-----|
|              |       |         |     |
| 新規採用         |       |         |     |
| 既採用（転属者を含む。） |       |         |     |

※あわら市民とは、市内に住民票のある者をいう。

※転属者とは、市外の既存の施設等において雇用されていた者で補助対象施設に転属した者をいう。



様式第9号（第12条関係）

あわら市指令 第 号

住所  
名称及び  
代表者名

市内企業等拠点拡充事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった市内企業等拠点拡充事業補助金について、次のとおり交付することを決定したので、市内企業等拠点拡充事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

あわら市長



- 1 指定番号 第 号（ 年 月 日指定）
- 2 この補助金等の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、  
年 月 日付で申請のあった市内企業等拠点拡充事業補助金とし、  
その内容は申請書の記載のとおりとする。
- 3 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。  
補助事業に要する経費 円  
補助金の額 円
- 4 補助事業に要する経費の配分は前記申請書記載のとおりとする。
- 5 補助事業者は、補助金の取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 6 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 7 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の年度から起算して10年間整備保存しなければならない。

あわら市長 様

申請者 住所  
名称及び  
代表者名  
(連絡先 )

市内企業等拠点拡充事業補助金交付請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で通知のあった市内企業等拠点拡充事業補助金を、下記のとおり交付されるよう、市内企業等拠点拡充事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

|       |         |
|-------|---------|
| 金融機関名 |         |
| 本・支店名 |         |
| 口座の種類 | 普通 ・ 当座 |
| 口座番号  |         |
| 口座名義人 |         |
| フリガナ  |         |

様式第11号（第14条関係）

あわら市指令 第 号

住所  
名称及び  
代表者名

市内企業等拠点拡充事業補助金交付決定等取消通知書

年 月 日付けで指定した市内企業等拠点拡充事業補助金交付対象事業について、市内企業等拠点拡充事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第14条の規定により、その交付決定を取り消しましたので通知します。  
また、同条の規定により下記金額を返還するよう求めます。

年 月 日

あわら市長



記

- 1 取消しの理由 規則第13条第1項第 号に該当のため  
交付要綱第14条 第 号に該当のため
- 2 補助金返還額 円
- 3 返還期限 年 月 日

（審査請求に関する教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内にあわら市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときの取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、あわら市を被告として（訴訟においてあわら市を代表する者は市長になります。）提起することができます。ただし、審査請求をしたときの処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所  
名称及び  
代表者名  
(連絡先 )

市内企業等拠点拡充事業補助金補助対象事業指定承継承認申請書  
(承継者用)

みだしの指定について、弊社は一切の権利義務を下記により \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_へ承継したいので、市内企業等拠点拡充事業補  
助金交付要綱第15条第1項の規定により申請します。

記

- 1 被承継者 住所  
名称  
代表者名
- 2 指定年月日及び指定番号 年 月 日 第 号
- 3 事業施設の名称
- 4 事業施設の所在地
- 5 承継を必要とする理由
- 6 承継（予定）年月日 年 月 日
- 7 添付書類  
承継内容の確認又は説明に必要な書類

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所  
名称及び  
代表者名  
(連絡先 )

市内企業等拠点拡充事業補助金補助対象事業指定承継承認申請書  
(被承継者用)

みだしの指定について、下記のとおり指定事業を承継し、補助事業を継続して実施したいので、市内企業等拠点拡充事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により申請します。

記

- 1 承継者 住所  
名称  
代表者名
- 2 指定年月日及び指定番号 年 月 日 第 号
- 3 事業施設の名称
- 4 事業施設の所在地
- 5 承継を必要とする理由
- 6 承継（予定）年月日 年 月 日
- 7 添付書類  
承継内容の確認又は説明に必要な書類

様式第14号（第15条関係）

あわら市指令 第 号

住所  
名称及び  
代表者名

市内企業等拠点拡充事業補助金補助対象事業指定承継承認書

年 月 日付けで申請のあった市内企業等拠点拡充事業補助金交付対象事業の指定承継について、市内企業等拠点拡充事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により次のとおり承認したので通知します。

年 月 日

あわら市長



記

1 被承継者 住所  
名称  
代表者名

2 指定年月日及び指定番号 年 月 日 第 号